

## 指名停止措置についての公表

### ● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社かんでんエンジニアリング	代表取締役 大久保 昌利	大阪府大阪市北区中之島6-2-27

### ● 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年2月25日 から 令和7年5月24日 まで（3月）
指名停止の理由	<p>必要な実務経験を満たさず、不正に資格を取得した者を、営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場の主任技術者等として配置していたことが判明し、このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、同条第3項の規定に基づき営業停止処分を受けたため。</p> <p><b>【香南市指名停止措置要綱】</b> （建設業法違反行為） 「建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。」に該当</p>